

秋田市公報

あきだ

第1148号

令和2年8月10日
毎月10日発行

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

—— 目 次 ——

上下水道局管理規程

- 秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程および秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程（第9号） 1

告 示

- 農業委員会総会の招集について（第196号） 2
○指定地域密着型サービス事業者の廃止について（第197号） 2
○災害対策基本法による指定避難所の指定について（第198号） 2
○出納員および現金取扱員の委任等について（第199号） 2
○自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第200号） 2
○平成30年度分および令和元年度分市税督促状の公示送達について（第201号） 3
○認可地団体の告示事項の変更について（第203号） 3
○令和2年度固定資産税納税通知書の公示送達について（第204号） 3
○令和2年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第205号） 3
○医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定について（第206号） 3
○介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、休止および廃止について（第207号） 3
○自動車臨時運行許可番号標番号の無効について（第208号） 4
○身体障害者福祉法による医師の指定について（第209号） 4
○功労者として待遇した者の氏名および事績の大要について（第210号） 4
○表彰した者の氏名および事績の大要について（第211号） 4
○特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について（第212号） 5
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第213号） 6
○道路の供用開始について（第214号） 6

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第10号） 6

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第7号） 6
○秋田市農業委員会総会において互選された会長および会長の職務代理者の住所および氏名について（第8号） 6

上下水道局告示

- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第25号） 6
○公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第26号） 7
○指定給水装置工事事業者の指定について（第27号） 7
○指定排水設備工事事業者の指定について（第28号） 7
○指定給水装置工事事業者の廃止について（第29号） 7

公 告

- 許可した開発行為に関する工事の完了について 7
○放置自転車等の撤去および保管について 7
○農用地利用集積計画の策定について 8

上下水道局管理規程

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程および秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年7月2日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局管理規程第9号

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程および秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程

（秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正）

第1条 秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

様式第2号その3中「当該年の前年に」を「各年の延滞金特例基準割合（）に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「（以下「特例基準割合」という）を「をいう。以下同じ」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に、「）を乗じて」を「）」を乗じて」に改める。

（秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程の一部改正）

第2条 秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程（平成17

年秋田市上下水道局管理規程第23号)の一部を次のように改正する。

様式第2号その3中「当該年の前年に」を「各年の延滞金特例基準割合()に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「(以下「特例基準割合」という)を「をいう。以下同じ」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に、「に乗じて」を「()に乗じて」に改める。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第196号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、令和2年7月20日午後2時秋田市役所正庁にて秋田市農業委員会総会を招集する。

令和2年7月2日

秋田市長 穂 積 志

案件

- 1 秋田市農業委員会会長の互選に関する件
- 2 秋田市農業委員会会長の職務を代理する者の互選に関する件
- 3 秋田市農業委員会運営委員会委員の選任に関する件
- 4 秋田市農地利用最適化委員会委員の選任に関する件
- 5 秋田市農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の所属区域部会に関する件

秋田市告示第197号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出

があつたので、同法第78条の11の規定により告示する。

令和2年7月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の 年月日	サービスの 種 類
有限会社優 介護	さくらディ サービス下 北手店	秋田市下 北手通沢 字前田 144番地	令和2年 6月30日	地域密着型 通所介護

秋田市告示第198号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7第1項の規定に基づき、指定避難所を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年7月6日

秋田市長 穂 積 志

指定避難所

- 1 名称
仁井田地区コミュニティセンター(多目的ホール)
- 2 所在地
秋田市仁井田本町四丁目5番20号
- 3 収容人数
99人

秋田市告示第199号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任せたので、同項の規定により告示する。

令和2年7月8日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第200号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例(平成元年秋田市条例第28号)第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和2年7月8日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

- (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台
 - イ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台
- (2) 撤去し、保管した年月日
令和2年6月2日から同月30日まで
- (3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内)

秋田市自転車等保管所

- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
令和2年7月8日から令和3年1月8日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766
 秋田市東通仲町4番3号
 秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第201号

次の市税督促状は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年7月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成30年度分市税督促状
令和元年度分市税督促状

秋田市告示第203号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和2年7月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
秋田市西大畠町内会
- 2 認可年月日
平成15年6月3日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 村田六郎
秋田市八橋大沼町14番12号
変更後 小松淳悦
秋田市八橋大沼町14番26号
- 4 変更年月日
平成25年4月14日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第204号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年7月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受ける者の住所および氏名
別紙「令和2年度固定資産税納税通知書公示送達を受けるべき者一覧表」（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和2年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第205号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2

の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年7月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の名称
令和2年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第206号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年7月15日

秋田市長 穂 積 志

事業所名称	所在地	指定期間
西岡メディカル薬局秋田河辺店	秋田市河辺北野田高屋字上前田表73番地4	令和2年7月1日

秋田市告示第207号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、休止および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年7月15日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定期間
西岡メディカル薬局秋田河辺店	秋田市河辺北野田高屋字上前田表73番地4	令和2年7月1日

2 休止

事業所名称	所在地	休止期間
グループホームやまゆり	秋田市飯島川端一丁目2番5-2号	令和2年7月1日

3 廃止

事業所名称	所在地	廃止期間
さくらデイサービス下北手店	秋田市下北手通沢字前田144番地	令和2年6月30日

秋田市告示第208号

秋田市自動車臨時運行許可取扱規則（昭和29年秋田市規則第18号）第4条第3項の規定に基づき、次の自動車臨時運行許可番号標番号は無効とする。

令和2年7月17日

秋田市長 穂 積 志

1 自動車臨時運行許可番号標番号

- (1) 秋田 384
- (2) 秋田 76

2 無効年月日

令和2年7月17日

秋田市告示第209号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和2年7月17日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
木津典久	秋田南クリニック	泌尿器科	じん臓機能障害
山田俊樹	秋田大学医学部附属病院	耳鼻いんこう科	聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害
渡辺圭介	秋田大学医学部附属病院	小児科	肢体不自由 呼吸器機能障害
深谷浩史	市立秋田総合病院	脳神経内科	肢体不自由

秋田市告示第210号

秋田市功労者等の待遇に関する条例（昭和29年秋田市条例第14号）に基づき功労者として待遇した者の氏名および事績の大要は次のとおりである。

令和2年7月20日

秋田市長 穂 積 志

第531号 寺田 美恵子 秋田市山王

長年にわたり秋田市文化団体連盟の役員として、団体間の連携強化に尽力されたほか、秋田市文化の祭典をはじめとする各種文化事業を通して文化の育成と向上に寄与されるなど、本市文化団体の組織強化・発展および文化を活かしたまちづくりに大きく貢献した。

第532号 木村 繁 秋田市保戸野

長年にわたり秋田商工会議所の役員として、本市経済発展の核となる秋田港の活性化に尽力されたほか、秋田みなと振興会の役員として、土崎神明社祭曳山行事の文化継承に積極的に取り組むなど、本市商工業の発展および伝統文化の継承に大きく貢献した。

秋田市告示第211号

秋田市表彰規則（昭和58年秋田市規則第12号）に基づき表彰した者の氏名および事績の大要は次のとおりである。

令和2年7月20日

秋田市長 穂 積 志

長年にわたり人権擁護委員として人権思想普及高揚および人権啓発活動の推進に尽力し市勢の発展に貢献した。

今野 謙

高井 志津子

長年にわたり秋田市交通指導隊の指導的立場にあって交通事故の防止と交通安全意識の高揚に尽力し交通安全の推進に貢献した。

堀井 健一

佐々木 勝三

口澤 宣雄

伊藤 勝正

石塚 勝己

長年にわたり地区交通安全協会役員として職務に精励し本市交通安全思想の普及に貢献した。

清水 銀次郎

長年にわたり町内会長として町内の融和と自治活動の推進に尽力し市民参加のまちづくりに貢献した。

福田 洋介

三浦 五郎

菅 一彦

片岡 一彦

野村 由香里

斎藤 修悦

鎌目 匠

菊子 三樹

相澤 力茂

佐藤 繁美

川邊 美勝

池田 敬

堀部 美代子

関満夫

時田 博

阿部 孝夫

岩見 道夫

加賀谷 幸晴

高橋 伸仲

阿部 樹民

富樫 勇男

伊藤 久男

岩谷 里美

桑原 治美

佐藤 由美

中嶋 隆夫

中村 茂

保坂 幸雄

筒井 誠之

柴田 昇

三浦 一雄

山田 忠

杉田 豊明

稻垣 和春

長年にわたり秋田市消費生活審議会委員として市民の安全で快適な消費生活の実現に努め本市消費者行政の推進に貢献した。

北林 真知子

山上 信子

長年にわたりボランティア活動に精励し社会福祉の向上に貢献した。

クローバー

長年にわたり社会福祉協議会役員として職務に精励し本市社会福祉の向上に貢献した。

長谷部 三夫

長年にわたり社会福祉協議会役員および民生委員・児童委員として職務に精励し本市社会福祉の向上に貢献した。

山田 昇

長年にわたり民生委員・児童委員として職務に精励し本市社会福祉の向上に貢献した。

深澤 濟子

鎌田 容子

佐藤 祐子

長澤 文子

中村 静子

大澤 春子

京極 智子

田中 博子

小坂 智美

常盤 誠

近江谷 珠恵子

照井 真紀子

藤田 まさ子

笛尾 美智子

齊藤 良子

伊藤 順子

高野 省三

伊藤 静子

美濃 れい子

小林 清

北林 洋一

珍田 澄夫

福垣 烈子

加藤 澄子

長年にわたり民生委員・児童委員として職務に精励し本市社会福祉の向上に貢献するとともに少年指導センター少年指導委員として少年の非行防止と健全育成に貢献した。

岡田 弘子

長年にわたりボランティア活動に精励し市民の健康増進に貢献した。

は～とふる♡ユックリン

長年にわたり商店街振興会の要職を務め商店街の健全な発展に寄与し本市商業の振興に貢献した。

境田 幸子

菅原 弘人

長年にわたり山林看守人として市有林の保護育成に精励し本市林業の振興に貢献した。

鎌田 正

渡邊 定治

長年にわたり林道管理責任者として林道の維持管理に精励し本

市林業の振興に貢献した。

荻原 勉

米塚 肇

長年にわたり少年指導センター少年指導委員として少年の非行防止と健全育成に貢献した。

森 洋

岡田 美代子

豊巻 隆之

佐々木 恵子

高橋 三治

石田 美恵子

小松 友子

齋藤 淑美

鈴木 田鶴子

佐藤 正博

佐々木 昌子

長年にわたり児童育成クラブ世話人として児童館等での活動に精励し本市児童の健全育成に貢献した。

小林 真紀

田中 陽子

菅原 ふみ子

佐藤 章子

加賀谷 俊雄

川村 正夫

平澤 守

長年にわたり生涯学習奨励員として各種生涯学習事業の推進に尽力し地域の発展に貢献するとともに町内会長として町内の融和と自治活動の推進に尽力し市民参加のまちづくりに貢献した。

伊藤 芳高

長年にわたり生涯学習奨励員として各種生涯学習事業の推進に尽力し地域の発展に貢献した。

武藤 芳

佐藤 早苗

折原 和子

佐々木 治

相澤 榮子

船木 ひとみ

秋山 勇吉

鎌田 重憲

鈴木 捷策

藤原 博子

小野 陵子

高橋 若子

高橋 紀子

京野 香

鈴木 房子

伊藤 隆志

工藤 一子

長年にわたり秋田市開発審査会委員として職務に精励し本市都市計画行政の推進に貢献した。

今井 廣子

秋田市告示第212号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等が次のとおり確認の

辞退をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和2年7月22日

秋田市長 穂 積 志

1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称および所在地ならびに子ども・子育て支援施設等の種類

(1) 特定子ども・子育て支援提供者の名称

伊藤 澄香

(2) 施設等の名称

キッズライン

(3) 施設等の所在地

秋田市横森二丁目5番25号

(4) 子ども・子育て支援施設等の種類

認可外保育施設

2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等が確認の辞退をした年月日

令和2年7月3日

秋田市告示第213号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和2年7月27日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
233	ライフ薬局サンパティオ	秋田市大町一丁目2番7号 サンパティオ大町A棟2階	株式会社フォーベル 代表取締役 大西正鎮	令和2年8月1日

秋田市告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月31日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の供用開始の区域

整理番号	路線名	供用開始区間
1022	中通本線	秋田市中通二丁目35番地先 秋田市中通二丁目35番地先

2 供用開始の期日

令和2年8月1日

3 縦覧期間および縦覧時間

令和2年8月1日から同月21日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

教委告示

秋田市教委告示第10号

令和2年7月30日午後1時15分秋田市役所5階正庁に教育委員会定例会を招集する。

令和2年7月27日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 勉

付議案件

- 1 令和3年度使用秋田市立中学校教科用図書の採択に関する件
- 2 令和3年度使用秋田市立秋田商業高等学校教科用図書の採択に関する件
- 3 令和3年度使用秋田市立御所野学院高等学校教科用図書の採択に関する件
- 4 令和3年度使用秋田公立美術大学附属高等学院教科用図書の採択に関する件

農委告示

秋田市農委告示第7号

令和2年7月13日午後2時30分秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和2年7月6日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 2 農用地利用集積計画（令和2年度第4号）に関する件
- 3 非農地証明申請に関する件
- 4 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件（29件）

秋田市農委告示第8号

令和2年7月20日開催の秋田市農業委員会総会において互選された会長および会長の職務を代理する者の住所および氏名について、秋田市農業委員会規則第2条第2項に基づき告示する。

令和2年7月21日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

1 会長

- (1) 住所
秋田市金足小泉字上前3番地
- (2) 氏名
佐々木 吉 秋

2 会長の職務を代理する者

- (1) 住所
秋田市雄和田草川字大沢口15番地1
- (2) 氏名
鈴木 昇

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第25号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、

秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第4号の規定により告示する。

令和2年7月8日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	廃止年月日
株式会社太洋設備工業	阿部 健太郎	山形県酒田市 緑ヶ丘二丁目 1番1号	令和元年 12月20日

秋田市上下水道局告示第26号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道整備課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月15日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

- 1 供用および下水の処理を開始すべき年月日
令和2年7月30日
- 2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域
別紙（省略）のとおり
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別
分流式（一部合流式を含む。）
- 5 終末処理場の位置および名称
別紙（省略）のとおり
- 6 縦覧場所の住所
秋田市川尻みよし町14番8号
- 7 縦覧の期間
令和2年7月15日から同月29日まで（土曜日、日曜日および
国民の祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

秋田市上下水道局告示第27号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和2年7月16日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	指定年月日
M・Tコンサルティング株式会社	板橋 誠	秋田市茨島四 丁目6番46号	令和2年 7月7日

秋田市上下水道局告示第28号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の3の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

令和2年7月16日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

業者名	代表者	所在地	指定年月日
M・Tコンサルティング株式会社	板橋 誠	秋田市茨島四 丁目6番46号	令和2年 7月7日

秋田市上下水道局告示第29号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第4号の規定により告示する。

令和2年7月27日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	廃止年月日
株式会社日建ハウジング	早川信二	秋田市将軍野 南二丁目3番 29号	令和2年 5月31日

公 告

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和2年5月21日付け秋田市指令第3663号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和2年7月9日

秋田市長 穂積志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市仁井田潟中町1番44号 インサイドヴィレッジ大住B-103

齋藤晃

- 2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市仁井田字西潟敷127番4

秋田市公告

秋田市庁舎に設置している自転車等駐輪場に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和2年7月16日

秋田市長 穂積志

- 1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数（30台）

ア 第1駐輪場 7台

イ 第2駐輪場 10台

ウ 第3駐輪場 9台

エ 消防庁舎南側駐輪場 2台

オ 分館前駐輪場 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和2年7月14日

(3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり

(4) 返還を行う時間および場所

ア 時間 平日午前9時から午後5時まで
イ 場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市総務部財産管理活用課（本庁舎4階）

(5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
令和2年7月16日から同年10月16日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後3か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市総務部財産管理活用課 電話 018-888-5439

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和2年度第4号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和2年7月27日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課